令和8年8月14日　　支担官第２４６号

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官　廣瀬　和希
（公　印　省　略）

公　　告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

１．入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0540	サイバーセキュリティに係るハイスキル人材教育の実施	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和８年１２月１８日

２．入札方式　　一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））対象案件）

３．入札日時　　令和８年９月１７日(木)　（１０：４５）

４．入札場所　　防衛省市ヶ谷庁舎Ｅ２棟３階入札室

５．参加資格　（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＤ等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
（４）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（６）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

６．入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

７．入札保証金及び契約保証金　　免　除

８．入札の無効　５の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

９．契約書作成の要否　　要

10．適用する契約条項　　役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、
暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

11．その他
（１）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
（２）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（３）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（４）この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を
令和８年　９月　４日（金）　１２：００　までに提出しなければならない。
（５）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（https://www.p-portal.go.jp）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和８年　９月　１５日　（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。
（６）落札者が、１０に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小

企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

（７）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801　東京都新宿区市谷本村町５－１　（庁舎Ａ棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間　９：３０～１８：１５（１２：００～１３：００までの間を除く）

<u>また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信</u>すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名　　：「件名：○○○」　入札案内送信依頼

添付ファイル　：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係　新保　電話　03-3268-3111　内線20822

別紙

適合条件

１　条件

⑴　講師の要件について

契約相手方は、派遣する講師について、次の各号に掲げる要件のうち、いずれか１つを満たすこと。

a)　次に掲げる資格のうち、公告の日において、１つ以上の有効な資格を有すること。

1)　米国 ISC2 が認定する CISSP トレーニング講師資格を有する者

2)　米国 SANS Institute が認定するインストラクター資格を有する者

3)　米国 EC-Council 認定インストラクター資格を有する者

4)　米国 ISACA が認定する講師資格を有する者

5)　情報処理の促進に関する法律に規定する情報処理安全確保支援士に係る独立行政法人情報処理推進機構が行う実践講習の講師資格を有する者

b)　次に掲げる業務経験のうち、公告の日において、１つ以上の経験を有することを現に所属する組織の長等が証明できること。

1)　マルウェア解析の経験を７年以上有していること

2)　脆弱性検査又はペネトレーションテストの経験を７年以上有していること

3)　デジタルフォレンジックの経験を７年以上有していること

4)　ＩｏＴシステムの脅威分析の経験を７年以上有していること

5)　セキュリティオペレーションセンター（ＳＯＣ）において、サイバー攻撃への対処業務の経験を７年以上有していること

6)　学校教育法に定める専修学校専門課程、高等専門学校、大学又は大学院（これらに相当する外国の学校、防衛大学校又は陸上自衛隊システム通信・サイバー学校を含む。）のサイバーセキュリティを専攻分野とする学部・学科等において常勤の教員として教育指導した経験を７年以上有していること

⑵　受講プログラムの設計能力について

契約相手方は、防衛省・自衛隊の要求に応じた受講プログラムの設計能力があることを、過去実績（防衛省・自衛隊からの教育関係の受注を受けた契約書などの写し）または自社（グループ会社及び委託先を含む。）の教育等がＩＴＳＳレベル４相当であることがわかる資料をもって証明すること。

２　提出書類

１の条件を満たすことを客観的に示す資料として、以下、ア）とイ）に留意し、条件に合致する箇所をハッチングして提出すること。（その他の形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）

ア）資格の提出を求めているものについては、提出日時点で有効であることが確認できる資格証又は証明書の写しを添付すること。

イ）実績の提出を求めているものについては、契約書の写しを添付すること。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の１７時１５分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

提出書類については虚偽がないものとする。

３　提出部数

１部

４　提出期限

令和８年９月４日（金）　１２：００

仕様書			
件名	サイバーセキュリティに係るハイスキル人材教育の実施	作成年月日	令和８年８月５日
		作　成　課	整備計画局サイバー整備課

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、防衛省・自衛隊（以下「官」という。）の、サイバーセキュリティに関する業務に従事する者（以下「サイバー要員」という。）に対して契約相手方が実施する、サイバーセキュリティに関する教育（以下「本教育」という。）の実施について規定する。

1.2　引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

a)　情報処理の促進に関する法律（昭和４３年法律第９０号）

b)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）

c)　著作権法（昭和４５年法律第４８号）

d)　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

e)　環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和８年２月３日変更閣議決定）

f)　ＩＴスキル標準Ｖ３　２０１１（平成３０年８月２７日改訂。独立行政法人情報処理推進機構）

2　役務に対する要求

2.1　本教育の概要

日々高度化・複雑化するサイバー領域における脅威に対応するため、サイバー攻撃等への対処を行うサイバー要員に対し、高度な知識や技術を習得させる。

2.2　教育内容

a)　教育実施要領

1)　教育は、集合教育形式（オンライン形式も含む。）により実施するものとする。

2)　教育対象の隊員（以下「受講者」という。）の人数は１２人（基準）とする。

3)　教育時間は、各日６時間以上を基準とし、講師等の都合等を考慮して教育実施計画書において設定するものとする。なお、午前及び午後の間に１時間休憩を挟むものとする。

4)　教育は原則として日本語で実施するものとし、講師が日本語話者でない場合は同時通訳者を必要数手配すること。また、教材が日本語で作成されていない場合、適宜日本語訳又は補助資料を付すこと。

5)　教育のレベルは、ＩＴスキル標準（以下「ＩＴＳＳ」という。）レベル３の者をＩＴＳＳレベル４に育成するものとする。

b)　教育実施場所

集合教育形式（実地開催）の場合、教育実施場所は、防衛省市ヶ谷庁舎から公共交通手段等を用いて６０分以内に到着する場所を基準とし、契約相手方が準備するものとする。

オンライン形式の場合、教育実施場所は問わないが、教育相手方が準備するオンライン会議システムは、Cisco Systems Webex、Microsoft Teams、Zoom Meeting、Google Meet 又はこれらと同等以上のものであって、受講者の費用負担がないものを選定すること。

c)　教育実施日程

教育実施日程は、原則として契約日から令和８年１１月下旬までのうち土日を除く、５日間を基準とし、変更が必要な場合は、官側との調整による。

d) 教育実施環境の構築

契約相手方は、教育に必要な以下の教育実施環境を準備し、受講者に提供するものとする。

1) 講師の派遣

契約相手方は、教育を実施する講師について、サイバーセキュリティに関する知識やスキルを十分に備えた講師を派遣し、受講者に対し必要な指導を行うものとする。

この際、契約相手方は、講師にその能力が十分にあることを官側に対し、サイバーセキュリティに係る事業及び教育に従事した実績に加え、保有するサイバーセキュリティ関連資格を届け出ることにより証明するものとする。

2) 教育環境

集合教育形式（実地開催）の場合、契約相手方は、教育実施に必要な教育環境（受講者の操作端末、通信回線を含む。）を整備し、教育実施場所に設置すること。教育を受講するうえで十分足りるだけの、処理速度、通信速度、セキュリティ等を確保したソフトウェア環境及びハードウェア環境を受講者に提供するものとする。また、契約相手方は、その他の教育に必要な機材を準備することとする。

オンライン形式の場合、契約相手方は対面形式に求められる仮想環境をクラウド上に配備することとし、リモートで操作できる環境を受講者に提供するものとする。ただし、受講者本人が準備する受講者端末とインターネットとの間は官側の責任とし、仮想環境とインターネットとの間は契約相手方の責任とする。

e) 教育カリキュラムの設計

契約相手方は、**表１**を基準として官側と調整の上で教育カリキュラムを設計する。

表１　教育カリキュラム

番号	教育項目	教育内容	教育時間（基準）	備考
1	セキュリティ概論	セキュリティの基本的な概念と定義、情報資産に対する脅威及び脆弱性の基本的な考え方について教育する。	１時間	座学
2	サイバーセキュリティの基礎	サイバーセキュリティの各分野（関連法制度、組織マネジメント、暗号認証、ソフトウェアセキュリティ及びネットワークセキュリティ）の基礎について教育する。また、サイバー攻撃とセキュリティ実践の基礎について、バッファオーバーフローを題材に教育する。	３時間	座学・実習
3	ネットワークとＷｅｂの構築技術とセキュリティ技術	ネットワークとＷｅｂの構築技術、セキュリティ確保技術及びセキュリティ運用技術の最新動向を教育する。	１．５時間	座学
4	ネットワークセキュリティ技術演習	検査ツールを利用したサーバに対する脆弱性検査及び検査結果の報告方法等を実践的に行うとともに、発見された脆弱性の是正を実習する。	２．５時間	実習
5	Ｗｅｂアプリケーションセキュリティ検査技術演習	脆弱性を持つＷｅｂサーバに対し、主要なセキュリティ検査及び検査結果の報告等を実践的に行うとともに発見された脆弱性の是正を実習する。	２．５時間	実習
6	デジタルフォレンジック技術演習	デジタルフォレンジックの基礎知識・技術を習得し、演習環境で用意された実践的なフォレンジックに自ら取り組み、基本的なスキルと分析能力を身につける。	６時間	座学・実習

番号	教育項目	教育内容	教育時間（基準）	備考
		また、実際に発生したインシデント等を題材に、攻撃の背景や流れを分析することで、現実の脅威を深く理解し、実務に直結する知見を得る。		
7	ＣＳＩＲＴの構築と運用・強化	インシデント対応組織（ＣＳＩＲＴ）の立ち上げと運用及びＣＳＩＲＴ連携について教育する。	２．５時間	座学・実習
8	ＩｏＴの脅威分析	ＩｏＴシステムのセキュリティについて、リスクを想定し、対策する計画を立てる脅威分析技術について実習する。	２．５時間	実習
9	ハッキングとサイバーインテリジェンス	サイバーセキュリティに関する多様な問題の例としてハッキングとマルウェアを取り上げ、解析に必要な技術について教育する。また、これらの問題に対処するためのインテリジェンスについて教育する。 また、公開情報（ＯＳＩＮＴ）を活用した調査手法や分析技術を教育し、サイバー攻撃に対処するためのインテリジェンス生成プロセスや、その活用による予防的対策の構築について実習する。	３時間	座学・実習
１０	スレッドハンティングの基礎	未知の脅威や侵害痕跡を能動的・反復的に探索し、洗い出すスレッドハンティングの基礎知識を教育し、必要な技術について実習する。	５時間	座学・実習
１１	全体総括とセキュリティの最新動向	本教育全体の振り返りを行うとともに、サイバー攻撃の最新動向や、量子暗号などのセキュリティ技術の最新動向について教育する。	０．５時間	座学・討議

f) 教育資料の提供

契約相手方は、教育資料を準備し、受講者が個々に持ち帰ることが出来るものとする。ただし、オンライン形式で実施する場合、紙媒体又は電子媒体のうちオフラインの媒体にあっては事前に郵送し、それ以外のオンラインの媒体にあっては事前に受講者がダウンロードできること。

なお、教育資料については、事前に官側に提出し確認を受けるものとする。

g) 受講証明書及び受講記録の発行

1) 契約相手方は、受講者の受講状況を掌握し、カリキュラム、受講者氏名及び受講時間を記した受講証明書を発行すること。

2) 契約相手方は、受講者の受講状況を一覧表とし、官に提出すること。

3 教育実施計画

3.1 教育実施計画書の作成

契約相手方は、契約後速やかに次に示す事項を含む教育実施計画書を作成し、官側と調整の後に提出し、承認を得るものとする。

なお、教育実施計画書に変更の必要が生じた場合は、同じ手続を取るものとする。

a) 教育日程

b) 教育項目及び時間配分

c) 教育項目ごと、習得させる知識及び技能の目標

d) 教育項目ごと、使用する教育資料（レジュメ、参考書）

e) 教育項目ごと、教育の手法（講義、実習等）

f) 講師一覧（氏名、担当の教育項目、講師経験等）

4 検査

検査については、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

5 提出書類

契約相手方は、表２に示す提出書類等を官側に提出するものとする。

表２ 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出場所	媒体
1	教育実施計画書	１式	契約後速やかに	防衛省整備計画局サイバー整備課	電子媒体※
2	教育資料（レジュメ、参考書）	１式	教育開始の１週間前を目途に官側の確認を終えること		
3	受講成績記録	１式	履行期間最終日まで		電子媒体※
4	受講証明書	受講者ごとに各１部	履行期間最終日まで		任意

※ 提出書類について、ファイル形式はPDF及びMicrosoft office（Word 、PowerPoint 又はExcel）とし、電子メールにより提出する。ただし、教育実施計画書については電子メールによる送付のみ可とする。なお、媒体の種類及びファイル容量等により電子メールによりがたい場合は官側と調整すること。

6 実施体制の整備

6.1 講師について

契約相手方は、派遣する講師について、次の各号に掲げる要件のうち、いずれか１つを満たすこと。

a) 次に掲げる資格のうち、公告の日において、１つ以上の有効な資格を有すること。

1) 米国ISC2が認定するCISSPトレーニング講師資格を有する者

2) 米国SANS Instituteが認定するインストラクター資格を有する者

3) 米国EC-Council認定インストラクター資格を有する者

4) 米国ISACAが認定する講師資格を有する者

5) 情報処理の促進に関する法律に規定する情報処理安全確保支援士に係る独立行政法人情報処理推進機構が行う実践講習の講師資格を有する者

b) 次に掲げる業務経験のうち、公告の日において、１つ以上の経験を有することを現に所属する組織の長等が証明できること。

1) マルウェア解析の経験を７年以上有していること

2) 脆弱性検査又はペネトレーションテストの経験を７年以上有していること

3) デジタルフォレンジックの経験を７年以上有していること

4) ＩｏＴシステムの脅威分析の経験を７年以上有していること

5) セキュリティオペレーションセンター（ＳＯＣ）において、サイバー攻撃への対処業務の経験を７年以上有していること

6) 学校教育法に定める専修学校専門課程、高等専門学校、大学又は大学院（これらに相当する外国の学校、防衛大学校又は陸上自衛隊システム通信・サイバー学校を含む。）のサイバーセキュリティを専攻分野とする学部・学科等において常勤の教員として教育指導した経験を７年以上有していること

6.2 教育体系について

契約相手方は、防衛省・自衛隊の要求に応じた受講プログラムの設計能力があることを、過去実績（防衛省・自衛隊からの教育関係の受注を受けた契約書などの写し）または自社（グループ会社及び委託先を含む。）の教育等がＩＴＳＳレベル４相当であることがわかる資料をもって証明すること。

7 契約相手方の責務

a) 契約相手方は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を官側に連絡し、その指示に従うこと。

b) 契約相手方は、本教育の過程において官側から指示された事項については、迅速かつ的確に実施すること。

c) 契約相手方は、本教育の実施に当たり、官側と密に連絡調整を行い、官側と協議の上で適宜進捗状況について報告を行うこと。

d) この仕様書に記載されていない事項や不明な点がある場合には、速やかに官側に内容を確認し、官側の指示に従うこと。

8 著作権等

a) 提出文書に関する著作権は、官側に帰属するものとする。また、契約の相手方は、防衛省が承認した場合を除き、提出文書に関する著作者人格権を行使しないものとする。

b) 契約の相手方は、本教育の提出文書に関し、著作権法第２７条及び第２８条を含む著作権の全てを官側に無償で譲渡するものとする。

c) 提出文書に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、契約の相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

d) 上項 a)及び c)において、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。

e) 本教育の提出文書等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら官側の責めに帰す場合を除き、契約の相手方の責任と負担において一切を処理すること。

9 秘密保持及び個人情報の保護

a) 本教育を実施するに当たって業務上知り得た情報及び個人の情報を開示し、漏洩し、又は本教育以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

b) 契約相手方の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて契約相手方が負担すること。

c) この項目については、契約期間の終了後においても同様とする。

10　環境物品等の調達の推進に関する基本方針の遵守

本教育で調達する物品等が、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の基準を満たすものであること。

11　その他

この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。